

平成30年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日時 平成30年6月11日(月) 自 午前10時00分
至 午後12時02分

第2 場所 法務省1階会議室

第3 議事 (次のとおり)

官房長 皆様，おはようございます。時間になりましたので，これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開始いたします。

私は本日の進行役でございます法務省官房長の小山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開催に当たりまして，葉梨法務副大臣から御挨拶を頂きます。

法務副大臣 おはようございます。外部有識者の皆様におかれましては本当に御多忙の中，また今日は足元が大変悪い中，法務省の行政事業レビューの公開プロセスに御出席いただき，誠にありがとうございます。

ちょうど平成24年の12月に政権交代がありまして，自民党が政権に復帰してすぐの自民党の行政改革本部において私は，事務局長を仰せ付けられました。前の民主党政権下においては，いわゆる事業仕分けという形で位置付けられていたものですが，事業仕分けと言いますと，国会議員が関わり，予算提出前に様々なことに対し，この事業は無駄だとか，いろいろな形で仕分けていたのですが，そうすると，どうしても劇場的になってしまい，しっかりとしたエビデンスに基づいた無駄の撲滅がなかなかできづらい面もあるということから，行政事業レビューという，もう釈迦に説法ですけれども，レビューシートを作りまして，その一部の事業については公開プロセスを実施することで，よりブラッシュアップした形での無駄の撲滅を行い，さらに，それを執行と次の年の予算要求にも生かしていこうという形での提言を平成25年の5月にまとめさせていただきまして，それからこの行政事業レビューの公開プロセスが始まったわけですが，私自身は，この公開プロセスの中で忌憚のない御意見を外部有識者の皆様から頂きまして，非常にいい形で進んでいるというふうに思っています。

ですから，是非とも本日も厳しい目で見ていただければ，大変有り難いと思っております。我が省の事業の点検をしていただき，そして無駄の削減だけではなくて，今申し上げましたように，同じ予算でより多くの成果を引き出すための工夫がないかといった事業の効果，これをより高めるための見直しを行うために重要な機会だと思っております。

本日は，皆様方から率直な御意見，御提言を頂いて，今後の予算要求に向けて検討に活用していく所存でございますので，是非とも忌憚のない活発な御意見をお願いしたいということをお願いしまして，私の挨拶とさせていただきます。

官房長 ありがとうございます。

開催に当たりまして，本日御審議いただきます外部有識者の委員の先生方を御紹介申し上げます。

まず，弁護士で公認会計士の石田恵美委員です。

石田委員 石田です。よろしくお願いします。

官房長 公認会計士の井上東委員です。

井上委員 井上と申します。よろしくお願いいたします。

官房長 産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一委員です。

瀬戸委員 おはようございます。よろしくお願いします。

官房長 ソニー株式会社法務・コンプライアンス部・コンプライアンスグループゼネラルマネ

ジャーの竹澤香織委員です。

竹澤委員 竹澤でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 笹川平和財団常務理事の茶野順子委員です。

茶野委員 茶野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

官房長 東京大学社会科学研究所教授の松村敏弘委員です。

松村委員 松村と申します。よろしくお願いいたします。

官房長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、瀬戸委員にお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、審議の流れについて簡単に御説明をいたします。

まず、初めに、事業の概要等について担当部局から説明がございます。

次に、会計課長から論点等について説明をいたします。

その後、約40分間御審議をいただきながら、各委員の皆様にはコメントシートに御記入をいただきまして、その集計結果に基づき、瀬戸委員より評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）を各委員に提示していただきます。

次に、それぞれの案に基づき委員の皆様で議論していただいた上で、瀬戸委員において必要な修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくこととしておりますので、議事の進行について御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1でございます。「成年後見登記事務の運営」について審議をいたします。

冒頭、民事局から5分程度で説明をお願いいたします。

説明者（民事局） 法務省民事局でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私から、「成年後見登記事務の運営」について御説明申し上げます。

最初に、お手元の資料の4ページを御覧ください。成年後見登記事務の事業の目的でございますが、家庭裁判所が行った成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とするものでございます。

次に、その事業概要でございますが、その下段ですが、成年後見人等の権限等を成年後見登記システムによって登記するとともに、登記事項証明書等を発行することによりまして、取引の安全等に重要な役割を果たすというものでございます。

次に、資料の9ページを御覧ください。「法務局の組織」と題するものでございます。

成年後見登記事務は、登記事務と証明書交付事務の二つがございます。このうち登記事務は、赤い枠で囲んでおりますけれども、全国で唯一の登記所として東京法務局民事行政部後見登録課において行われております。

また、証明書交付事務については、この後見登録課では、窓口請求のほか郵便及びオンラインでの請求にも対応しているところでございますが、これに加えまして、緑色の枠で右の方に囲んでございますが、東京法務局を除いた全国の法務局、地方法務局の戸籍課において、窓口での請求に対応しているところでございます。

次に、資料の14ページを御覧ください。「成年後見制度の利用促進と成年後見登記への影響」と題するものでございます。

平成24年現在の認知症高齢者数は約462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人でございましたが、平成37年には約5人に1人が認知症高齢者になると見込まれていると

いう中で、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されたことから、成年後見制度の利用が更に増加していくということが見込まれております。

このような中、成年後見登記に関する事務処理を行う成年後見登記システムについて、平成31年度から33年度にかけてリプレースを予定しているところでございます。

こうした現状を踏まえまして、この場では、事前に外部有識者の皆様からの御意見を踏まえて新たに作成させていただきました資料を中心に御説明申し上げたいと思います。

資料の18ページを御覧ください。「成年後見登記の嘱託のオンライン化に伴う効果（試算）」というものでございます。

こちらの資料は、今後の後見登記事件数の予測や嘱託手続のオンライン化に伴う登記事務の効率化の効果を明らかにするようにとの御意見を踏まえて作成いたしました。上段の表では、登記の嘱託・申請の1件当たりの作業時間を明らかにしております。一番右側に合計分数を記載しておりますが、試算結果によりますと、嘱託のオンライン化によりまして作業時間を9分短縮することが可能となったところでございます。

次に、下段の表を御覧ください。1件当たりの作業時間を積算した結果を合算した合計作業時間が中ほどA欄のとおりとなります。そこから隣のB欄の1年間の勤務時間で割ったものが必要人員数ということになります。

次に、今後の事件動向でございますが、一番下の に詳しく書いたとおりでございますが、高齢者人口の将来予測と過去5年間の登記事件数の平均の伸び率を勘案して、年平均伸び率を3.3%と置いて試算しております。その結果、先ほど申し上げた嘱託1件当たりの作業時間が9分短縮する結果、平成39年度におきましては、約7名の職員の増加の抑制効果があるというように考えることができます。

続きまして、19ページ「成年後見登記に係る証明書請求の新たな方式」を御覧いただきたいと思っております。

この資料につきましても、事前に外部有識者から証明書を取得する国民にとっての利便性を高める方策として、証明書交付請求に当たり電子証明書が不要なe-Taxの例ですとか、あるいは支局での証明書発行を可能としてはどうかという御意見を踏まえまして、二つの方式を考えてみたものでございます。

なお、推定追加コストや推定申請人便益も、粗々の試算となりますが、それぞれの方式についてその下に記載してございます。

まず、A方式のかんたん証明書請求では、オンラインでの証明書交付請求時の電子証明書を不要といたしまして、申請人住所宛ての本人限定郵便で証明書を送付するというような案でございます。この案では、オンライン請求の阻害要因となっている公的個人認証が不要となりますことから、オンラインでの請求が利用しやすくなると考えられます。

ただし、本人確認のための手段として、本人限定郵便によってこれを電子証明書に代替することができるかどうかについては検討が必要であると考えているところでございます。

次に、B方式の支局窓口での証明書請求につきましても、現在は全国の法務局、地方法務局の本局のみで証明書を取得できますが、これを全国の法務局、地方法務局の支局261か所に拡大してはどうかというものでございます。証明書交付窓口を拡大して証明書を取得しやすくすることにより、行政サービスが向上するものと考えている一方で、どの程度まで窓

を拡大すべきかの検討が必要となると考えております。

私からの説明は以上でございます。

官房長 次に、本案件の論点等につきまして、会計課長から説明いたします。

会計課長 それでは、論点として考えられます事項について御説明させていただきます。

資料の20ページでございます「論点等整理シート」を御覧ください。

「成年後見登記事務の運営」につきましては、ただいま民事局から説明がありましたとおり、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行等により、今後、成年後見制度の利用が拡大し、登記事件数の増加が見込まれるところでございます。そのような状況の中、成年後見登記システムにつきまして、これも説明がございましたとおり、平成31年度から平成33年度にかけてリプレースを予定しておりまして、この機会に中長期的な視点も踏まえて効率的な事務処理や行政サービスの在り方等の観点から、機能及び機器構成について検討が必要と考えているところでございまして、これに関連する論点として大きく二つが考えられると思っております。

まず一つ目でございますが、「増加する登記事件を効率的に処理するための有効な方策」についてであります。先ほども申し上げましたが、今後、成年後見制度の利用拡大に伴い、登記事件数の増加が見込まれますが、例えば、法令改正等が前提とはなりませんが、システムのリプレースに当たりましてオンラインによる嘱託を可能とする機能改修を行うなど、増加する登記事件を効率的に処理するための方策が論点になるのではないかと考えられます。

論点の二つ目は、「リプレース後のシステムの機器構成及び行政サービスの在り方について」であります。システムのリプレースに当たりましては、機器構成の見直しを行う予定でありまして、その機器構成をどのようなものとするのかについて検討が必要となるものと考えております。また、リプレースを契機といたしまして、証明書請求の在り方など成年後見制度の利用促進のための行政サービスの拡大といった点も論点になるのではないかと考えてございます。

以上が、成年後見登記事務の運営に関して論点になるのではないかと考えている点でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたします。

委員から御質問等あると思っておりますので、説明される方は簡潔明瞭にお答えを頂きたいと思っております。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ、お願いします。井上委員。

井上委員 御説明ありがとうございました。

今の御説明にもあったんですけども、今回新しく「成年後見制度の利用の促進に関する法律」というのが大きく変わり、その結果、「成年後見制度利用促進基本計画」というのが策定されたと理解しております。私は、これは進歩というんですか、すごく大きな変換だと思っております。平成30年、正に今年の4月1日に、例えば成年後見制度利用促進会議ですとか、成年後見制度利用促進専門家会議という新しい形になるということです。しかも、その庶務は厚生労働省がやるといった具合に、ある意味この成年後見制度の大きな、抜本的な見直しが行われようとしているという前提の中で、今のお話をお聞きしますと、その中での手続部分での問題を改善しようということだと思っておりますけれども、今回のような大きな関係性、新しいスキームの中で、関係機関との相互の連携というのがすごく大きく、これはそ

の利用者、そちらの方の話にも関係してくるということで、利用を促進するためには、今の説明には「内部的な時間を短縮する」だとか、多少「窓口を広げる」という話がありましたけれども、そのあたりが本当に問題解決になりうるのかというのは、やっぱり相手の利用者にも意見を聞いた上で、この新しいシステムの見直しをしていく必要があるというふうに思っています。

現場でどのくらい人が増えるのか、どうこういった対象者が増えるのかということも、やっぱり一番よく分かっているのは地方自治体の方々でしょうし、もしかしたら爆発的に増えるかもしれないですね。3.3%という前提が本当に合っているのかも含め、一国民としてみればもっと増えるんじゃないかと思います。団塊の世代の方もいらっしゃるのです。そのあたりの予測もこの3.3%の中に入っているのかどうかという疑問もあります。ということで、最終的にはどういうシステムを作り上げるかというときに、必要なプロセスとして、今回大きく変更された、厚労省を中心としたいろんな、やっぱり現場ですね。高齢者とか障害者の方に一番接しているところ、そこに、この政策のコントロール機能を持っていこうということでしょうから、やっぱりそのあたりの意見を十分吸い上げた上でこの話をする必要があると思うんですが、そのあたり、どの程度というか、どういう形で連携されているのかを教えてください。

官房長 民事局、いかがですか。

説明者（民事局） はい。今御質問のありました「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進計画におきましては、工程表というものが作られておまして、制度の周知、市町村計画の作成、あるいは利用者がメリットを実感できる制度の運用、地域連携ネットワーク作り、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等々が工程表の中に掲げられております。その中で特に申し上げた利用者がメリットを実感できる制度の運用という観点では、今御説明した内容が非常に関係してくると思っておりますので、これを進めるに当たっては、この担当部署である厚生労働省ともしっかりと連携を、これからということではございますが、実現する上でやっていかなければならないと、このように考えているところでございます。

井上委員 厚生労働省から間接的に情報を収集するというのももちろん大事ですけれども、やっぱりここは現場ですね。法務省さんにおいても、現場レベルでいろんな事業をされていると思うので、これに関しては、もうちょっと詰めていただきたい。今の御説明だと、現場レベルの情報不足しており、このシステムを作る上で国民の納得が得られ、このシステムにお金を掛けるにはそのプロセスが抜けているのではないかと思いますので、引き続き、そのあたりの情報収集をお願いしたいと思います。

説明者（民事局） 今、民事局の取組としてお答えしましたが、確かに委員御指摘のとおり、全国の法務局で窓口も取り扱っておりますので、いろんな窓口を通じて利用者の御意見も集めていくというようなことも考えなければならぬと思っております。ありがとうございました。

官房長 では、瀬戸委員よろしく申し上げます。

瀬戸委員 記述についてちょっと質問があるのですが、4ページ目、成果目標、アウトカムのところ、現在事件処理日数が2.7日あると。2.7日を目標に更に削減したいと。それから、5ページ目の上には登記官の過誤、ミスと言うのでしょうか、それが0.1%発生し

ている。これも0.1%以下にしたいということだと思います。

それから、15ページ、現在オンライン登記の申請については全体の1.7%、それから証明書の交付については0.98%という数字が書いてあります。2.7日掛かっていることが問題点であるならば、どこに問題があるのか。オンライン申請についての利用件数が少ないところの問題点は何なのか、という分析は行っていますでしょうか。

官房長 民事局お願いします。

説明者（民事局） お答えいたします。

まず、4ページの処理日数のこれは目標値でございますが、現在2.7日となっております。ただ実績は29年度3.2日ということで目標に達していないという状況でございます。これは、この目標値につきましては前年度の実績を踏まえて目標値を立てておりまして、どこに問題があるかという観点よりも、過去の実績を踏まえてなるべく早く処理を終わらせよう。早く終われば終わるほど、公示といいますか、証明書を発行することができまして、成年後見人が取引を行えるようになるということですので、とにかく早く終わらせようということで目標を立てているところです。

その中で、2.7日掛かっているというのは、どこでというよりも、事件数を早く囑託がされたものから順番に処理した結果、このような結果になっているということだと思います。

それで、15ページでオンライン率がかなり低い数字が上がっておりますけれども、このオンライン率が低い一番の原因としましては、全体の事件数の4割を占めております裁判所あるいは公証人からの申請、囑託と呼んでおりますけれども、これが全てオンラインではなくて郵便で来ており、その郵便で来た書類について逐一文字を入力していくというところで、そこが先ほどの処理日数にも影響しているんですけれども、囑託が全てオンラインになっていないということがオンライン率が低い一つの原因かと思っております。それから、それ以外の後見人あるいは被後見人からの申請につきましては、オンラインの申請が手続上は認められているわけですが、公的個人認証といいますか、電子証明書の普及が進んでいないことから、オンラインの申請が伸びていないという、そういうふうにございます。

瀬戸委員 では、13ページの図の登記事務、裁判所とか公証役場からの郵送というところが、このデータの変換というか、インターオペラビリティというか、そこが問題にあるというふうに把握しているのでしょうか。

説明者（民事局） そこにも、現在、ここの受付というところで仮受付、本受付というふうに2段階に分けておりますが、かなり受付のところで文字を入力するという作業が発生しております。2段階に分けているというのは、その日中に受け付けるためには全ての文字を入力し切れないということで、その日中に入力ができるところだけを仮受付という形で受け付けておくというような処理もしております。そこが少し処理の無駄になっているというふうに考えております。

瀬戸委員 今回のシステム、リプレースしたいというお話ですが、もしかしたら、システムのリプレースというよりも、ビジネスというか、役所間のデータの整合性とかフォーマットとか、そういう手続のところの改革が必要じゃないかと思っております。

だから、今回検討事項というか論点整理からちょっと漏れているような感じがします。そこまで踏み込んでできるのでしょうか。裁判所に法務局等のフォーマットで同じように電子

的に入力しなさいという、そこまで踏み込んで改善はできるのでしょうか。

説明者（民事局） 御指摘のとおり、裁判所や公証役場からの囑託をオンラインで行うためには法令改正も必要となりますので、法令改正するとともに裁判所の御判断で裁判所にも御協力をいただくということが必要となります。ただ、私どもとしては、利便性向上のためにはそのようなことにも取り組んでいくということが、先ほど申し上げたように効率化や利便性の向上につながるというふうに考えて、今回提示をさせていただいているというところでございます。

瀬戸委員 では、今回の平成31年度からのリプレースは、そのあたりの法令の改正も含めて検討されているのですね。

説明者（民事局） はい。もちろんこれをやる場合には法令改正が必要となりますので、法令の改正も視野に入れていただいております。

官房長 茶野委員お願いします。

茶野委員 はい。御説明どうもありがとうございました。

9ページの組織図を見ていて思ったんですけども、今、瀬戸先生がちょっと質問されていたような裁判所との関係などを考えると、何かいろいろこの成年後見だけではなくて、いろいろな受付、そして証明書発行業務というのが違う課でもあるんじゃないかなと想像したんですけども、そういったときに、今回は成年後見について取り上げるということで分かるんですけども、法務省さんの中で、やはりほかの部での登録受付、あるいはそういう申請書、証明書を発行というその一連の流れ、ある程度共通した問題点であったり、恐らく省全体で取り組むべきところがあったりするんじゃないかというふうに思ったんですけども、そういうところについてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。今回はたまたま成年後見に関わる機器のリプレース時期があってというようなお話でしたけれども、もう少し全体的に法務省さんの中での申請書の受付をどういうふうにして、証明書をどう出すかというもう少し大きな問題であるのかなというような気もするんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

官房長 では、民事局の中で、あるいは、法務局の業務の中でという観点からまずお答えいただけますか。

説明者（民事局） 例えば、今日御提示しました「かんたん証明書請求、A方式」という案でございますが、これは成年後見登記システムで独自にするという考えではございませんで、既に不動産や商業登記の登記事項証明書の交付請求、これについて何人も請求できるものですから、電子証明書なしに交付請求できるシステムがもともとございます。これの中に位置付けることによって、かんたん請求を実現していこうというふうに考えておりますので、正に今先生から御指摘いただいたように民事局のシステムで既に提供しているサービスと連携することによってA方式というものは実現していきたいと考えているところ、民事局について申し上げます。

説明者（民事局） 裁判所との関係について補足させていただきますと、特に法務省の中で裁判所との関係が一番大きいのはこの法務局の業務でございますので、その中でも不動産登記につきましては裁判所からやはり書面の申請書といえますが、書面で囑託がされるということになってございます。その他の行政機関からの囑託につきましてはかなりオンライン化が進んでおりまして、それによって事務の効率化とか業務時間の短縮が進んでいるわけですけれ

ども、やはり御指摘のとおり、この成年後見登記だけではなくて、不動産登記を始めとしたほかの法務局の申請手続についても裁判所との関係で嘱託をしていただけるように進めていくことが非常に重要かと考えております。

茶野委員 ありがとうございます。

官房長 よろしいですか。ほかにも法務省全体で窓口機関を持っているところがございます。

ちょっと大きな問題でございますので、我々としても勉強したいと思います。

茶野委員 そうですね。ただ、恐らく省全体で取り組まれた方が経費の節減という意味では何かあるのかなと。一つ一つを取り上げていくということと、それを全体の目で見ながら整備をしていき、あるいは今までの前例に基づいて何か少しまた改良ができたかというようなことで進められていくのがいいのかなというふうに思ったものですから。どうもありがとうございました。

官房長 御提言ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。

よろしいですか。松村委員。

松村委員 まず、今の点に関して、確かにここの範囲に収まらないことは分かるのですが、法務省全体としてそういうことに、大きな問題に取り組んでいることを、いろんな機会ですすことも重要だと思いますので、今回御回答いただいたように面的に取り組んでいただきたい。

次に、資料の18ページに、オンライン嘱託によって必要な人員を減らせる大きなメリットと日数の短縮が出ていますが、費用の方は、これを導入しないのに比べて大きく増えるのかどうかを見れば、オンライン化が必要であることを判断できると思います。オンライン化のための費用に関してはどうでしょうか。これが1点目の質問です。

次の質問は、これに限らないと思のですが、一般論として、システムを更新するあるいは新規に導入するときには、導入費用だけではなくて維持費用、その後の費用とかも含めて大きなコストが掛かってくる。この低減に関してはどのような取組をしているのかに関しても、一言お願いします。

以上です。

官房長 民事局、いかがですか。

説明者（民事局） 費用につきましては、法務省側の費用とそれから裁判所あるいは公証人の方の費用と両方があると思いますが、法務省側の費用については、細かいところで登記供託オンライン申請システムというものがもともとございますので、その中で非常に細かいことですけれども、連件申請というのをばらさないといけないとか、そういうちょっと細々としたところの改修経費というのは発生いたしますけれども、法務省側の方のシステムとしてはそれぐらいで、それよりもどちらかという裁判所であるとか公証人の方の費用が掛かると思います。

説明者（民事局） 裁判所側の費用等については、まだこれから具体的な御相談ということになります。方針決定、あるいは決定するに当たっての御相談ですので、まだ我々手元でどのぐらいかというのを今日お答えできるほどのものが持ち合わせてございません。申し訳ございません。

官房長 導入と維持費用の関係もお尋ねがございましたが、どうですか。

説明者（民事局） 維持費用につきましては、今申し上げたオンライン嘱託の場合には、私どもは既存のシステムを一部改修して利用するだけですので、その後の費用については、特段

今までどおりということで対応できる状況でございます。

官房長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

瀬戸委員。

瀬戸委員 私の方はシステムについて、システムのリプレースを行いたいというふうに書いてあり、17ページにはその検討内容について、サイジングの見直し、これはアップサイジング、つまり、性能アップしたいのかなと思っています。それから、冗長化構成の見直しと書いてあるのですが、この16ページと17ページの資料だけではちょっとシステムについて具体的な把握は難しいですが、ただこの絵だけ見ていると、例えばバックアップシステムがあるのに予備ブレードがあったり、確かに何か無駄なことをやっているのかと、直感なんですけれども思います。

それから、先ほどの話だと法務局と支局とか裁判所とのネットワーク環境がどうなっているのかとか、あるいはセキュリティがどうなっているのかとか、重要な案件があるのではないかなと思っています。ただし、このシステムは、発注はいつもレンタル会社ですね。リプレース会社に発注しているのです。ただし、そういう話ではなく、パソコンを持ってきて皆さんの机の上に置けばいいというものではなくて、システムの最適設計が必要だと思うのです。セキュリティだとか可用性だとか。何でリプレース会社に、レンタル会社に発注してサーバだけ持ってきて済んでいるのか、ちょっとよく分からないのですが。本来ならば、インテグレータに最適設計をさせて、その下に必要な機器をリプレースするかレンタルするかリースするかというふうになると思います。この発注体制が非常に奇異に感じます。そのあたりはいかがでしょうか。

官房長 民事局、いかがですか。

説明者（民事局） まずシステムが過剰かというようなお話がございましたけれども、今回のリプレースに伴いまして、この17ページの資料で言いますと左下の方にWEB、とかAP、という同じサーバが2台並んでいるような構造になってございますが、これを1台ずつにしまして、バックアップについては右側にあります西日本の、これは奈良でございますけれども、こちらでやっておりますので、本体の方は過剰といたしますか、1台ずつにして省力化というか経費の節減をしていきたいというふうに考えております。

それから、リプレースの方法でございますけれども、これは、これまでも法務省のCIO補佐官に御相談しながらやってきておりますけれども、引き続きCIO補佐官とも相談しながら、より良い方法、適切な方法について進めていきたいというふうに考えております。

瀬戸委員 リース会社としたらいっぱい機器を貸したいか、余分なものを置いていくのですよ、多分。だから、リース会社は、セキュリティだとか可用性だとか、そんなところまで考慮してシステム設計できないと思いますね。

あとデータですね。裁判所と法務局とのデータの互換性とか、リース会社に対応できないと思います。そういうところはインテグレータに最適設計、基本設計していただかないと、適正なシステムが構築できないんじゃないかなと思います。

説明者（民事局） 御指摘を踏まえてリプレースに当たって検討したい、対処したいと思っています。また先生の御質問の中でネットワークの関係がございました。法務省と法務局は法務省情報ネットワークという専用の回線でやりとりをしているところでございます。また、裁判所と法務省につきましても政府共通ネットワークでつながっておりますので、まだでき

ていませんが、仮にやりとりをする場合には、その利用などを視野に入れたいと思います。インターネット回線を使わないで、今この資料の中では前提として考えているところがございます。御質問についての追加のお答えでございました。

瀬戸委員 本件は省庁ネットワークを採っているからセキュリティは大丈夫だという、多分そういう御意見だと思いますが、年金機構についても、ネットワークは分離されていましたが、でも起こっているのですよ。だからそういうところは真剣に考えないと、現状に合わせて。省庁ネットワークだから大丈夫だとかという考え方じゃないと思いますね。

説明者（民事局） 分かりました。御指摘を受け止めて検討したいと思います。ありがとうございます。

官房長 よろしいですか。石田委員。

石田委員 すみません、資料の19ページなんですけれども、証明書の取り寄せに当たっての利便性向上ということでA方式、B方式と考えていただいたということなんですけれども、例えばということで。こちらの推定追加コストのところの「1」及び「2」のところの内容を教えていただきたいんですけれども、「1」についてはシステム機能の改修経費の見積りということで2.9億円。今度は支局窓口で証明書請求できるようにすると「2」で改修費に加えて機器のリース料で5年間というのも入ってくると26.8億円というふうが増えてしまうようなんですけれども、この内訳というのはどうなっているのか教えて下さい。

説明者（民事局） 御説明いたします。

「1」の方はA方式ということで、基本的に、コストは初期投資のみであり、機能改修経費の見積りベースの金額ということになっております。「2」の方は、その初期投資であるシステムの改修経費プラス機器のリース料、それから回線経費等、そういったものを5年間分として算出しております。なお、推定申請人便益及び推定手数料額については、同率で比べるためにそれぞれ5年間に延ばして比較した金額ということになっております。

石田委員 そうすると、結局2.4億円ぐらいがそのリース料だということになると、回線とそれから端末機だということだと思えますけれども、基本的に成年後見の証明書を取り寄せるためだけに回線を引いたりとか機器を用意しなきゃいけないということなんでしょうか。それとも、支局そのものについては膨大なデータを扱っていらっしゃると思いますけれども、既に回線と機器などもあるわけで、先ほど茶野委員の方からも縦割りであるなことを二重にやっているのではないかという指摘がありましたが、このような端末機とか回線を引くときにも同じような発想になっていないんでしょうか。

説明者（民事局） 失礼しました。説明が不十分でございまして、「2」の方の機器の賃貸借料のその「等」のところなんですけれども、回線といいますか、LAN端末がもともとありまして、それにつなぐための工事経費、そういったもので非常に小さい金額になっております。ほとんどが機器の賃貸借料ということで、ただ、機械自体は今本局に置いております新しいものと同じものを置くと。プリンタ等ですね。そういった形になっております。

石田委員 ですので、なぜその成年後見用に、証明書用に1台また新しい機械を入れなくてはならないのかと。そういうような縦割りでやっていらっしゃるごとの合理化も法務省の中でも検討いただかなければならないのではないかとということなんです。今そのリプレースの話の中でも、システム改修をするということではあるんですけれども、この業者さんに関

しては、あくまでもリプレースなので、今までにお願いしているシステムインテグレータとかシステムの会社の方にまたお願いするということになるんでしょうか。それとも、これはまた総合評価か何かで改めて入札を受けるということになるんでしょうか。

説明者（民事局） 当然新しくまた入札するということになります。

石田委員 ただ、新しくやるとすると、改修ではなくなって全面的な入替えになる可能性があって、その場合の合理性というのについてはどのように検討されるんでしょうか。

説明者（民事局） 失礼いたしました。リプレースと同時にプログラム設計を行うことを一応この試算では考えておりました、表現的には、改修と書いておりますけれども、実際我々の方で考えているのは、このリプレースと同時にプログラムを設計すると。新しい業者に全部やってもらうということを考えております。表記が適切ではなかったと思います。失礼しました。

石田委員 だからマシンのそのもの入替えの話とそこに組み込むシステムの話というのがごちゃっと一緒になってしまうと分かりにくいんですけども、今回は、その両方ともお考えだということなんですね。

説明者（民事局） そうでございます。

石田委員 それについては、既存のシステムを組んだ方に限らず、ゼロベースでこちらについては業務委託というか、新たに募集をするということになるんですか。

説明者（民事局） そうでございます。そういうふうに考えております。

石田委員 それに伴う、新たにやることによるコスト高になる分というのは、それについてはどういうふうに検証され、あるいは、そもそもこういうものをリプレースあるいはプログラムの改善をするときの省庁の中での検証作業について、どうやるのかを教えていただきたいんですけども、例えば、仕様が適切なのかとか、オーバースペックになっていないかとか、あるいは見積りについても、予算というか予定価格を決めるときに単価何時間掛かるのかというところの見積り作業について、ここのところをきちんとしないと発注をきちんとできないと思うんですけども、法務省さんの中ではそのあたりはどういう検証をされているんでしょうか。

説明者（民事局） 先ほども申し上げましたけれども、CIO補佐官と個別に相談させていただきながら、その仕様の適切性等については相談結果を反映しているということでございます。

官房長 そろそろお時間が近づいてきておりますので、審議を継続しながらで結構でございますので、コメントシートへの御記入を始めていただければと思います。御記入が終わりましたら挙手をいただければ事務局の方で回収させていただきます。

竹澤委員 よろしいですか。

官房長 竹澤委員。

竹澤委員 同じく19ページなんですけれども、A方式とB方式でユーザーの方、利用される方の利便性というのがどのくらい違うのかということと、A方式にした場合には郵送等で時間が掛かるということと、法務局の方では即日で発行できるということだと思います。ただ、どのくらいの方がそれを利用されるのかということによって、あるいはそれをどのくらいの緊急度で必要なのかということによって、郵送でもいいのかという、あるいはすぐに必要なのかということがあると思うんですけども、そこはどのようにお

考えなのでしょうか。ユーザーの方、利用者の方がどのくらいの緊急度をもってこれを必要とすることがあって、どのくらいの、人数のところはこの先の利用というところで推計がまだ難しいということでございましたけれども、緊急度等含めていかがでございましょうか。

説明者（民事局） 利用者の方々のニーズというのはそれぞれだと思います。本当に必要であれば、やはり足を運んでその場で受けるというのが一番望まれるでしょうし、多少時間の余裕があれば郵便で送ってもらうということなんだろうと思います。ただ、今回はそのもう一つのオプションとしてのオンラインを既に用意をしておりますが、先ほど御説明したような事情でなかなか利用率が非常に低いと。その場合に、必ずしも電子証明書でなくても、きちんと本人に渡るといった仕組みが構築できれば、もう一つ選択肢が増えるということになって、そうした場合に、郵便ですと郵便切手等々も僅かではございますけれども掛かる、その他から利用の幅が広がるということを考えております。

そうなりますと、緊急度とは言いますと、今とにかく郵送が窓口で、それほどオンラインでできないことについて苦情が殺到ということではないところからすると、それほど緊急度が高くても今すぐやらなきゃいけないということまではないとも思う反面、これからのオンラインでの電子的なやりとりの普及という観点から見れば、やはりできるだけ早く選択肢を提供するというのは潜在的なニーズには応じるということで、そういう意味での緊急度というところとやや言いにくいところもございます。

竹澤委員 緊急に証明書を必要とする状況があるのかという。

説明者（民事局） 失礼しました。緊急に証明書が必要だというのは、その求められるところの期限がどうかということですので、その取得する手続においてどう求められたかですので、緊急の場合ももちろんあると思います。

官房長 竹澤委員、いかがですか。

竹澤委員 ありがとうございます。

官房長 井上委員。

井上委員 最近のEBPMによる政策を考えていきたいと思いますという、そんな流れからいうと、やっぱりエビデンスですね。エビデンス、「本当に必要なのか」というところが、聞いていて分かりにくい。具体的にこういうニーズがあるからこういうシステムというのを目で見える形でお示しいただくとすごく分かりやすいと思うんですけども、そのところが、これは当然ですが、法務省さんができていないということじゃなくて、全体的な方向性の中でそこを強化していこうというところだと思うんですけども、やっぱりそこをベースに考えないといけないと思います。全く同じシステムなら安いのがいいに決まっているわけですよ。でも、何か必要があって新しいシステムをつくる場合には、やっぱりその必要性というのはエビデンスで示していただかないと、我々もよく分からないということは先ほども発言したところです。逆にそれをしっかり説明できていれば、多少お金が掛かっても、良いシステムを、その中でももちろん安いものですが、しかも合理的な発注の仕方、しかるべきシステムの専門家、専門会社にやってもらうということになると思うんですけども、そのあたりがまだ不十分。これは今後の話なんですけれども、詰めてもらいたいというのが一つです。

もう一つ、より良いシステムという意味では、今日は手続の話になりましたけれども、やはりもう一つ大きな後見人制度の問題として、後見人そのものの不正、犯罪というものが実際にはありますと。専門家を選ぶのか親族を選ぶのか、ほとんど親族が選ばれているようで

すけれども、最近では専門家も増えていると聞いています。専門家の方は不正等に関しては余りリスクはないと思うんですけれども、親族に関しては、どうやってそこら辺を見極めていくのかということがやっぱり必要になってきており、それは正に、今日の資料の16ページですか、16ページのこのシステムの1行目に、「このシステムは成年後見制度に基づき成年後見人等の権限やうんぬん」と書いてあります。けれども、だからこの後見人の方がどういう方なのか。ただ家族だからいいのか。私もそのあたりの具体的な実務は知らないんですけれども、家族だからいいんだとかいう話なのか。もちろん一方で引受手がないという全体的な話もあるんですけれども。ただ、親族による被害が一番多い、5年で200億以上の不正が発覚しているとも聞いています。

正に被後見人の財産を守るべきこの制度によってそれが守られないと。もちろん、この制度がなければもっと被害が増えているのかもしれないですし、ある程度、一定程度抑えられているとしても、まだ5年で200億程度の犯罪が生じているということに対して、このシステムによって何らかの貢献ができないかという観点も私は必要じゃないかなと思っているんですが、そのあたりいかがでしょうか。システムと後見人の信頼性というんですか、そのあたりの情報をうまく織り込む。それをどうジャッジするかというのはまた法律の話だと思うんですけれども、少なくともシステムの中にそういう情報を入れられるものなら入れるべきだと思います。法律改正も要るかもしれませんけれども、そのあたりの相性というんですか、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

説明者（民事局） まず前段のEBPMの点からの検討が不十分という御指摘につきましては、この制度自体を登記システムで維持運営していくこと自体についての一定の意義は御説明できたかと思いますが、確かに、よりサービスを向上させる等々の御提案についてのエビデンス等々について、まだこれからきちんと更に検討して対外的にしっかり御説明できるようにしなければならないというのは受け止めて、御指摘どおりだと思っております。

また、次に不正の観点でございますが、後見人等の不正を監督するのは、制度的な役割としては裁判所ということになります。御指摘のとおり、正にこの登記システムを所管しているのは私どもでございます。また、そもそもこの後見制度は民法の制度でございます。民法を所管していますのは法務省でございますから、法を所管しシステムを所管する者として不正防止、監督について裁判所としっかり連携し、協力できることを更に探求していかなければならないというふうには思っております。ただ、具体的に今これを何をというところになりますと、まだちょっとつまびらかにこの場で申し上げられないところでありますが、所管省庁として御指摘の方向で裁判所と連携してまいりたいと、すみません、このような答弁になってしまいますが、思っております。

官房長 今、コメントシートを取りまとめさせていただいております。作成中の方は結構でございますので、追加のコメント等ございましたら伺いたいと思っておりますが、よろしいですか。

石田委員。

石田委員 すみません、井上委員と重複するかも分からないんですけれども、正に今成年後見の利用促進というところでは、高齢者、認知症の方だけではなくて、若年性の精神障害をお持ちの方、あるいは発達障害も含めて広く意思能力においてサポートが必要だという方に対して、今孤立してしまっていたりだとか、法の助けのないところでいろんなことを周りに不十分な中で本人の生き方が非常に不十分になってしまっているところをもうちょっと

地域連携でサポートしていきましょうというところだと思うんですね。

その中で、今弁護士とかの士業の専門家後見人だけではなくて、市民後見人ももう少し増やそうという議論ございますよね。そうすると、市民後見人の方をお守りするのは、やはり登録されていますということをいつでも自分で表明できる、あるいは逆に言うと、利用者側もそういった登記をきちんと出して下さいということで、その方の資格をしっかりと確認できる。そういったもので、実は法務局の担っている役割というのも地域連携の中の重要な一つだろうというふうに理解しております。

そういう中では、事前勉強のときも通じて、例えば、裁判所の方からの登録においてオンラインを使うことで、裁判所の中のリソースが登記手続というためのものではなくて、より市民の方の後見制度を自主的に良くしていくための方へ、家庭裁判所との連携も必要だという中で、彼らがそこに時間を割けるようにとか、あるいは、今申し上げたようにそういう専門家だけではなくて、いろんな福祉関係者の方とか、そういう方のニーズだとか、彼らの無駄な時間を取ってあげると、あるいはアクセスをやすくしてあげるということは非常に重要なバックアップとして必要な作業ではないかと。そのところの議論が余りまだできていないようにもお見受けしましたので、特に来年のリプレースとかシステムになると、もう今年からその仕様を決めなきゃいけないはずなので、大至急、厚労省に聞けばいいということではなくて、法務省も積極的に自分たちで現場の方とも意見交流をしながら、どういったものが必要になるのかと、一回システムを構築すると何年かはいじれませんので、そのあたりについては至急やっていただきたいと思います。

そのシステムの構築に当たっては、何度も申し上げて恐縮ですけれども、やはり無駄がないかどうかということ、業務委託のところも含めて、それを使って動かしていく人たちの無駄もなくして、なるべく同じ予算でより効率的なものができるように、EBPMではないですけれども、そういったこともきちんと表明できるようにしていただければと思います。

説明者（民事局） そのようにしてまいりたいと思います。

官房長 そろそろ時間も近づいてきておりますので、コメントシートをまだ御記入でない方は記入いただければと思います。

ほかに民事局の方から追加の御説明等はございますか。

説明者（民事局） 1点だけ、申し訳ございません。オンライン囑託につきましては、裁判所が相手になりますので、裁判所の御判断も十分尊重しながらも、我々としての意義やメリットや利便性などを強くお伝えして、その上での協議をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

官房長 瀬戸委員、どうぞ。

瀬戸委員 コメント集計中ですので、特に質問というわけじゃないのですが、私が法務局へ行って登記されていないことの証明書というのをある資格を取るときに行った感想ですが、大したことない資料をわざわざ横浜の法務局まで行って、半日かけて取らなきゃいけなかったということ自体のばかばかしさというか、こんなもの支局で十分じゃないのかと強く思いました。東京の法務局か地方法務局に行きなさいという話だったのですが、あるいはマイナンバーでちょこっと打ってくれば、ぱっと出るようにしていただければ、本当に時間の節約になるのじゃないかなと思いましたがね。マイナンバーとかなんか使ったら非常に国民の手間が省けるような感じがしました。

官房長 ありがとうございます。

そろそろよろしいでしょうか。コメントをありがとうございます。コメントを各委員にお書きいただきましたので、瀬戸委員の方からお願いいたします。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、結果を発表します。

頂いたコメントは大きく分けて2点ほどございます。代表的なもののみ御紹介します。

関係機関、法務局とか裁判所とか、意見を集約し、法務局全体としての今後の登録、証明発行業務をどのように整備するか、その中で効率化を進めていくという検討が必要であるという意見が1点目。

2点目はシステムについてですが、システムについては抜本的な最適設計が必要じゃないかという意見が何件あります。インテグレータ等が要件定義を再度正確に設計して構築する。そのぐらいの気持ちでやった方がいいのではないかという意見がございました。

また、評価への選択肢の投票結果につきましては、「事業の全体の抜本的な改善」が1票、それから「事業内容の一部改善」が5票でございました。

この結果に基づき、本事業の評価結果（案）は「事業内容の一部改善」とします。コメントは今申しましたように、システムについてと業務についての2点。1点目は他組織との業務の整合性、法律改正なら改正まで含めて検討してくださいということと、システムについては抜本的な最適化の設計が必要という意見と考えます。

この評価結果及び取りまとめコメント（案）に関して御意見等、委員の方でございませうか。よろしいですか。

では、当初の案どおり、本事業の評価結果は「事業内容の一部改善」それから取りまとめコメントは、1点目はシステムの改修に当たる最適化設計、2点目は関係機関を含めた業務の抜本的な効率化の検討ということといたします。

この評価結果及び取りまとめコメントでよろしいでしょうか。

事業所管部局におかれましては、今後の概算要求に当たり、本結果を活用していただくようお願いします。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。

御発表いただきましたとおり、「事業内容の一部改善」との評価結果を頂きました。この評価結果や取りまとめコメントなどを踏まえまして、民事局におかれましては概算要求に当たって議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、成年後見登記事務の運営の審議は終了といたします。ありがとうございました。

（休 憩）

官房長 それでは、議題2「出入国管理業務の実施」について審議をいたします。

入国管理局から5分程度で説明をお願いいたします。

説明者（入国管理局） 入国管理局でございます。

それでは、まずレビューシートに基づいて簡単に御説明いたします。

入国管理局の所掌事務及び対象事業についてであります。当局の業務は大きく分けて4

分野ございます。この行政事業レビューシート1枚目、資料でいいますと21ページでございますが、この上から6番目の項目、事業概要にも記載してあるとおり、大きく四つございまして、一つ目が全ての人の出入国の公正な管理、二つ目が外国人の在留の管理、三つ目が外国人の退去強制、そして四つ目が難民の認定と、こういった業務を行っております。

今回は、その中でも外国人の在留の管理の根幹をなしております在留カードの在り方について、その制度導入後5年を経過いたしまして、実施状況を振り返るという意味でも委員の先生方の御意見を頂戴できればと考えております。

レビューシートに記載されている予算額であります。出入国管理業務の実施に係る経費ということで、各分野にまたがった額となっております。平成30年度当初予算で見ますと約73億円が計上されておりますが、今回の在留カードの購入経費はこのうちの約4.9億円となっております。

なお、在留カードの購入経費であります。平成30年度から本レビューシートの事業に含まれたものとなっております。平成29年度以前は出入国審査システムの維持管理の事業に含まれていた経費でありまして、こちら29年度の執行額、参考までに申し上げますと約4.7億円となっております。

続きまして、説明資料27ページを御覧いただければと思います。横向きの資料でございます。

「在留管理制度について」と左上にタイトルを振っておりますが、まず、我が国に中長期間にわたって在留する外国人、いわゆる中長期在留者の在留管理制度と在留カードについて簡単に御説明いたします。こちらの27ページにありますとおり、現在の在留管理制度ですが、平成21年の入管法改正により導入されたものでありまして、施行は平成24年7月となっております。法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を入管法に基づき一元的に正確かつ継続的に把握するとともに、外国人住民に対する各種行政サービスを向上させるため、必要な情報を市区町村に提供する制度が構築されているところであります。

続きまして、28ページに移っていただければと思います。「在留管理制度の対象」という資料でございます。

こちらは、在留管理制度の対象、さらに、在留カードの法的位置付け、その在留カードに記載されている券面記載事項について示したものとなっております。在留カードは、法務大臣が我が国に適法に中長期間在留する者であることを証明する証明書としての性格、また各種許可の証印等に代わる許可証としての性格を有しております。在留カードには所持者である外国人の氏名、生年月日等の法務大臣が把握する情報の重要部分が記載され、記載事項に変更が生じた場合には、変更の届出を義務付けております。その結果、この在留カードには常に最新の情報が反映されることとなります。

また、16歳以上の中長期在留者は在留カードに写真が表示され、在留カードの常時携帯義務が課されております。

続きまして、資料29ページでございます。この資料は、在留カードが交付される場面を示したものとなっております。左側の入国から右側の出国までの順となっておりますが、左側、新規の上陸許可を受けて中長期在留者となった場合、さらには、中ほどですが、在留期間の更新許可等により中長期在留者となった場合に在留カードが交付されることとなっております。

そして、説明資料30ページでございます。在留カードの発行に関する契約の状況についてお示ししたものととなっております。

まず、在留カードの発行に関する契約には、ICカードと消耗品、在留カード等に関する契約と、ICカードプリンタに関する契約があります。なお、ICカードプリンタの配備に要する経費ですが、こちらは本レビューシートの事業には含まれておらず、別途出入国審査システムの維持管理の事業に含まれております。参考までにこの平成30年度の予算額は、ICカードプリンタ機器借料として1億1,000万円を計上しております。

この二つの事業に係る調達は、平成23年度に行われております。技術点及び価格点による総合評価落札方式による一般競争入札を実施し、受託事業者を決定いたしました。その調達に係る要求仕様ですが、在留カードに関してはICチップの搭載に加え、カード券面に在留管理制度の導入に伴って廃止された外国人登録制度の基で発行されていた外国人登録証明書、こちらと同水準の偽変造防止対策が施されることを求めておりました。

この一般競争入札には3者が応札し、総合評価の結果、現行の受託事業者が落札し、平成23年7月15日に契約しております。その契約内容であります。一番上の囲みにありますが、資料のとおりとなっております。

そのICカードにつきましては、必要数を毎年度調達してありまして、またICカードプリンタにつきましては増配置が必要になる都度、追加の調達をしてあります。いずれも最初に契約を行った事業者との随意契約を行っております。

これらの事業に係る調達が随意契約となっている理由ですが、導入当初に採用した在留カードの偽変造防止対策を維持するため、現行の受託事業者が独自に開発した特許技術等を備えたICカード等消耗品とその仕様に対応したICカードプリンタが必要であるということ、また、一般競争入札に付して仕様を公開しますと、偽変造防止対策が無力化し、在留カードの偽変造の横行を許すことになりかねないということがあるためとなっております。

続きまして、31ページでございます。平成24年7月の制度導入から昨年未までに入国管理局の手続において発見された偽変造在留カードや不正に入手、使用された在留カードについて表にしておりますが、累計で877件となっております。昨年、平成29年に限りますと、発見件数は144件となっております。偽変造の在留カードは警察や税関といったほかの機関で発見されるケースも多く、平成29年中に警察及び税関から入国管理局の偽変造文書対策室に対してなされた在留カードの鑑識依頼件数は201件となっております。そのうち144件について偽変造であると回答をしているところであります。

なお、在留カードは外国人を雇用する事業者が合法的に就労することが可能か否かを確認したり、金融機関等が本人確認のために利用することも多く、券面から真贋を判断できるような券面の偽変造防止対策に関する情報を公表したり、ICチップ内のデータを読み取るための仕様を公開するなどしているところであります。

簡単ですが、入国管理局からの説明は以上であります。

官房長 次に、本案件の論点等について会計課長から説明します。

会計課長 それでは、論点として考えられます事項について御説明させていただきます。資料は33ページに「論点等整理シート」がございますので、御覧ください。

ただいまの入国管理局からの説明を踏まえまして、論点としまして大きく二つを考えてございます。

一つ目、「在留カードの仕様や調達方法等」についてでございます。在留カードの発行のための発行プリンタ及び在留カードにつきましては、ただいまの説明にありましたとおり、偽変造対策の仕様等の関係で特定の民間業者との性質随意契約になっておりまして、予算が硬直化している面があるように思われます。そこで、適正な在留管理を図る上で必要な偽変造対策を施しつつ、費用対効果を踏まえ、更なるコスト削減を図るため、仕様や調達方法等を見直す余地はないかといった点が論点になり得るものと考えてございます。

二つ目は、「在留カードと他の証明書等との連携・集約」についてでございます。在留カードにつきましては、中長期在留者の公の身分証明書として活用されているところでございますが、今後更なる利便性の向上あるいはコスト削減という観点から、在留カードのワンカード化、例えばマイナンバーカードなど他の証明書等との連携・集約が図れないかといった点が論点になり得るものと考えてございます。

論点につきましては以上でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたします。

井上委員。

井上委員 御説明ありがとうございました。

この間、東京入国管理局を視察させていただきましてありがとうございました。あそこで正に見せていただいた偽造のカードなんですけれども、本当に現物を見て驚きました。あんなに精巧に、ほとんど見分けが付かないくらい偽造技術が進んでいるんだということは、すごくよく分かりました。一方で、更にこの偽造防止技術を進めて、要は偽造との追っかけごっこをこれ以上するのだろうかという、そのところが一つ直接的に感じたところではあります。

まず、その偽造防止技術に関しては、日本では特に印刷局を中心として、お札ですよね、紙幣発行のときにかなり精巧な防止技術を開発というんですか、されていますし、あと、あのタイプ、在留カードのタイプだと日本の紙幣の偽造とはちょっと違って、海外のいろんなホログラムを使ったような、ああいうタイプの技術であるということであれば、海外のいろんな技術を今後偽造防止のために新技術として取り入れるのがいいのではないかというふうに、感想で思ったんですけれども。

そこで質問は、財務省の印刷局さんとか海外の偽造防止技術等の情報を収集しているのか。もちろん業者さんがやられるとは思いますが、というのが一つ。

二つ目は、やっぱり偽造を防止するためにはコストの問題だと思いませんか。コストというのは、偽造するために過大なコスト、メリットとデメリット、メリット以上のコストを掛けることであれば、当然偽造は起きないわけですね。そのコストというのが何種類もあって、「お金」、例えばある一定金額の偽造をしてメリットが得られるとして、それ以上のコストは掛けないわけですね。もう一つは、同じような形で「手続」ですよね。非常にこれは煩雑な手続だと、その偽造というか、なりすましというんですか、なりすまし以外の不正もあるんでしょうけれども、この在留に関わる不正をするにはすごく手続が掛かると、手間が掛かると。あとは、「罰則」ですよね。これをやるとものすごく罪が重い。これもある意味コストなんですか。手続も罰則もコストだと思いませんか。そのあたり、今日はテーマとして、そういう意味ではテーマ性としてお金の話だけなんですけれども、やっぱり偽造全体で考えたときにちょっと気になるのは、罰則だとか手続、またこれがどういうふう設計するのか

ちょっとよく分かりませんが、そのあたり、この偽造防止に関してやられていることがあれば教えていただきたいと思います。

説明者（入国管理局） ありがとうございます。

それでは、先生の方から質問を頂きました第1点の部分について御説明させていただきます。

海外の例えば在留カードといったようなものの偽変造技術などにつきましても、私どもの方では情報収集をしております。実は、海外の言ってみれば入管当局とはやはり情報連携を進めているところがございます。そういったところの偽変造防止対策についても、私どもの方で情報収集をしているところがございます。その際には、当然そこで交付されている例えば真正な在留カードがどういうふうになっているかというような情報も収集をしております。どういう技術が使われているかということについても幅広く情報収集に努めているところがございます。

説明者（入国管理局） 続きまして、2点目のコストの関係でございます。こちらなかなか難しいところもあるのですが、現在在留カードの偽変造事案というのは増加傾向にあります。例えば、海外で偽変造したものを日本に密輸入して、これを日本国内で販売するといった形で偽変造カードが今流通しているわけですが、当然こちらについては在留カード関係の罰則もございます。在留カードについて偽造変造しますと、例えば、入管法上1年以上10年以下の懲役ということでもかなり重い罰則が定められています。それでもなおこういった輸入の事案、偽変造の事案が増加傾向にあるということは、やはりこれを上回るメリットがあるのではないかと、このように考えているところであります。

実際、カードについてはただで渡すわけではなくて、リスクを掛けて作ったものを販売しているという事案が新聞報道でも多く見られるところですので、やはりまだメリットがあって、こういった偽変造事案は比較的続くのではないかと、このように考えているところでございます。

官房長 瀬戸委員、どうぞ。

瀬戸委員 論点整理シートに2点ほど書かれていますけれども、1点目はコストの削減で2点目は利活用だと思っておりますが、利活用の方は現在のマイナンバーカードも利活用しきれているかどうかというとなかなか難しいところがありまして、2点目はなかなかこの場でディスカッションは難しいのかなと。ただ、将来的には統合化するべきじゃないかという一般的な意見ですが。

前者の方のコスト、仕様についてなんです。先日入管の方を見学させていただいて3点ほど気が付いたことがあります。1点目は行政サービスという観点、2点目はセキュリティという観点、3点目はコストの観点。

1点目の行政サービスという観点、行った当日は空いているというお話で、しかも5時ごろ行ったにもかかわらず、非常に驚くべき混雑で、狭いところに大勢の人がいまして、気分が悪くなるような状況じゃないかなと。あれは行政サービスとしてどうなのかなと。来訪する人間を少なくするためにはどうしたらいいのかというところの抜本的な工夫が必要じゃないかなというふうに思います。

あと2点目はセキュリティ。私はセキュリティが専門なので、現状のシステムは、非常に笑止千万みたいに思ってしまう。要するに、セキュリティというのはトータルで考えな

きやいけないのです。あるところのセキュリティで考えるとすごくコストが掛かるわけです。カードの偽造防止というか、ホログラムだ、ICチップだと、何でもかんでもどんどん。それで、攻撃する方は高い技術で本物と全く同じようなものを作ってくるわけです。

だから、一つのところでコストを掛けてセキュリティを確保するというのは無駄なのです。ICチップで十分なんです。ICチップをやっているのにホログラムなんて、何であんなことやっているのか。カード券面の真贋など、本省にデータベースがあるので、データベースに問い合わせればそれで済むわけですよ、偽造されているかどうかなんて。だから、紙カードでもいいのです。トータル的なセキュリティを考慮せずに、カードだけにセキュリティを求めているために、どんどんコストが掛かってくる。業者が固定化される。

3点目の無駄というところは、これもびっくりしたのですが、要するにICカードを3年から5年で穴をあけて廃棄しているのです。まだ使えるものを捨てているわけですよ。毎年100万枚ずつ調達しているわけです。3億円ですか、5億円ですか。お金を破いて捨てているようなものですね。何で再利用できるのに再利用しないのということなんですよ。

だから、その辺のところに根本的な運用体制とかこの在留カードのシステムのなところの何か問題点があるのじゃないかなと私は思いました。少なくとも、ホログラムとか特殊な業者しかできないようなことは止めて、ICチップ、耐タンパー的に非常に安全性が高いんですよ。それに任せて、本省とのデータベースの検索との連携で本人確認とか真正性の確認というのは行うべきであって、ICカードは再利用できるように、穴をあけないでというふうな仕組みが必要だと思います。そうすると、問題は、要するに申請のたびに番号を変えなきゃいけないとか、どうしてそんな法律ができたのか、想像がつかないんですよ。わざと何かICカードを新しく買うために無駄を発生するような法律を作ったようにも思えるんですよ。だから、そういう法律的なところも変えなきゃいけないし、システムのトータルセキュリティとして考えなきゃいけない。大きな問題があるのではないかと。その中に、一番最初の行政サービスという点が改善できる観点が見えてくるのではないかなと思います。

官房長 入国管理局、いかがですか。

説明者(入国管理局) まず、行政サービスの改善と、少し大きなお話からですが、今回この在留カードをテーマに挙げさせていただいたのは、一つ我々の在留管理制度の根幹をなす一つの仕組みとなっておりますので、これを取り上げさせていただいて、制度としてどうなのかというのを見直す機会にしようとして、こう考えたことが一つの理由であります。

そういった中で、窓口の混雑について御指摘いただきました。在留カードの発行に限らず、在留諸申請の件数は今大変件数としても増加しております、これが今窓口の混雑につながっているのは確かにそのとおりですので、これはカードに限らずサービス全体を見直すという必要があることは、我々としても深く考えているところでございます。

その上で、2点目のセキュリティ、これについてトータルで考えていかなければならないというお話を頂戴しました。現在の我々の当局の考え方として、これまでのところということですが、この偽変造されてしまうような在留カードについては、どのように社会で使われているかと申し上げますと、御案内のとおり、事業者が外国人を雇用する場合にその身分証として使ったり、あるいは金融機関で口座を開設するときこの在留カードを使うということですので、一見してそれが偽変造かどうか分かるような仕組みにするということがありまして、偽変造の券面対策を今ある意味一生懸命やっているという状況にあります。

ただ、他方、ＩＣチップも搭載していますので、こちらが活用できないかという御意見だと思いますが、これは当然考えていかなきゃならないことだろうと思えますし、それで代替できるのかどうなのかということも、先生がおっしゃるとおり考えていかなければならないと、このように考えています。

ＩＣカードの利活用の問題は、なかなかこれからまた考えていかなければならないことで、先生からもマイナンバーカードのお話がありましたとおり、すぐにこのＩＣカードをどう使うかということはあるのですが、やはり、せっかく搭載、掲載、載せているものから、これを使わなければならないといいますが、これを使うことによって何かコストが削減されるのか、あるいはサービスが向上するのかということは引き続き考えてまいりたいと、このように思います。

まず全体的なところは私から。

説明者（入国管理局） すみません、補足でございますけれども、確かにＩＣチップにつきましても、当然そのＩＣチップが搭載されていることによって、仮に券面に変造があればそのＩＣチップとの照合によって偽変造を見破ることができるということで、ＩＣチップ自体が偽変造対策の非常に重要な要素だということは認識をしているところでございます。

実際にそのＩＣチップの仕様について公表いたしまして、実際に民間で読み取りのためのリーダーなども開発をされ、それを利活用している企業さんなどもあるというふうに考えております。

また、オンラインといいますが、入管側との照会による偽変造対策ということでございませけれども、現在私どもでやっておりますのは、在留カードの番号、それから有効期限について、オンラインでインターネットでの照会をしていただきまして、実際にそのカードが有効なものかどうかということについて回答をしているというような仕組みはあるわけでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、ＩＣカードについてはもっと活用することができるのではないということもございませし、また、私どもがやっているこういったオンラインによる照会についても、更に良いものにしていくことができるのではないかとございませるので、これについては考えていきたいというふうに考えております。ただ、今現時点の状況で説明させていただきますと、先ほど総務課長の方からございませたとおり、十分な基盤がないという中で、やはり即時的に券面を見てこれが偽変造であるかということを一一般の方でも理解ができるようにということで、券面の偽変造防止対策を施し、その内容を公表させていただいているということでございませ。

説明者（入国管理局） すみません、ＩＣカードの再利用についてでございますけれども、在留カードにつきまして、返納を受けましたら、本人に穴をあけて還付しているということがございませ。といいますが、在留カードが証明書の機能と許可証の機能を持っているということで、旅券等に在留期間の更新等のシールが貼られないということがありまして、本人さんから希望がありましたら、使用済みになった在留カードを返還しているというのがあります。大抵の方々は希望されますので、それを還付しているという実情はございませ。失礼いたします。

官房長 瀬戸委員、よろしいでしょうか。

瀬戸委員 だから、ちぐはぐなんですよ。ホログラムとＩＣ。ＩＣチップを止めちゃって、ホ

プログラムの方をやるか、あるいはICチップを利用するか。要するにICチップを再利用できないという一番の問題は、番号が再発行になるからなのですね。法律がそうなっているから。一人の人に在留番号がずっと同じもので続いていけば、ICカードを再利用できると思います。少なくとも。ICチップなんか何を入れているかという、券面に書いてある内容がそのまま入っているだけなのです、数バイト。だから、何かICチップとホログラム、非常にちくはくなことをやって、利活用の効果もないというふうに私は思っています。私だったら番号を、法律改正していただいて番号をまず一本化する。ホログラムなんてどこの業者でもできる程度のものにしてしまうと。ICチップのセキュリティをうまく利用して、あとは本省のデータベース等の検索をうまく利用して、真贋判定をするというようなシステムとか業務を考えますけれども。無理してやっているから、いろいろなところに無理が出ちゃっていると。

官房長 松村委員。

松村委員 ホログラムだとかの仕様で、問題としては随意契約にせざるを得ないという点も出てきている。随意契約にせざるを得ないことの問題は、一つは透明性に欠けるということ。それだけでなく、コストが高くなることもみんな気にしている。そうすると、まず後者の問題は、大きな問題かどうかは実際の調達価格がどの程度高いのかとかも一つの判断材料にはなり得る。そうすると、ICチップを入れているほかのいろんなカードがあるわけで、それに比べてこの三百数十円というのがホログラムなどを入れた結果として異様に高くなっているのかは、公開の場でアピールする、そんなに高くなっていないことをアピールする価値はあると思います。御存じのほかのカードに比べてこんな感じだということがもしあれば教えていただけますか。

説明者（入国管理局） 我々の在留カードですが、単価は先ほど御説明したように契約単価で1枚339円となっています。他方、例えばマイナンバーカードですと、こちらICチップが入ったものですが、これは1枚単価が700円だと承知しています。また、最近ICチップが入っている運転免許証ですが、これは都道府県ごとに警察で発行されますが、私どもで公開情報から調べたところだと、大体500円強というところを一つ発見しているところですので、それに比較しますと低価格で調達できているかなというふうに考えているところでございます。

松村委員 ということは、定義がそろっているかという問題はあり得ると思うんですけども、一見して著しく高くなっていない点は、今の説明で多くの方が理解したと思います。ICチップを入れることを継続すると、ホログラムだとかそういうところを少し緩めたとして、著しくコストが下がるというようなことは余りなさそうということもあり得るかと思います。

しかし、一方で、先ほどの他の委員がおっしゃったことは、僕はとても重要なことだと思います。ホログラムなどは、今は偽変造対策として一定の役割を果たしているという評価のわけですけども、今後、簡単に破られるようになって、そちらの対策がもっと必要になってくるとかというイタチごっこを続けるのか。ICチップが入っていることをフルに利用するとか、あるいはオンラインで照会するというところに重点を変えていくのかは、考える価値はあると思います。今でも、そういうことを使わないですぐに判断できるということで、ホログラムも一定の役割を果たしていると思うんですけども、でも、ちゃんと確認できるのは、人の目に頼るというのではなく、情報をちゃんと見るということだと思います。

今現在、ICチップから読み取るのにそれなりのコストが掛かるということだとすると、義務付けは難しいことは分かるのですが、一定期間以上雇用するとき、あるいは一定規模以上採るときには、必ず読み取って確認しなければいけないという限定的な形であれば、導入することは検討できるのではないかと。もしそうしたとすると、先ほど最初にあった、そもそも変造するコストと利益ということからすると、変造してもそういうチェックによって高い確率で見つかるか、ごく短期間のアルバイトぐらいでしか使えないかということだとすると、変造するインセンティブは著しく減るはずで、そちらの対策も併せて今後検討していくべき。そのような総合的な対策が必要だと思いました。

次に、マイナンバーカードとの統合を含めた大きな問題に関しては、さすがにこのレビュー取り上げるのは無理だと思います。マイナンバーカードの性質というのをどうするのかに関わってくるものだと思います。もし仮にこの在留カードと統合するとすれば、それは普段から持ち歩くカードになる。そういうものとしてマイナンバーカードをいろんな公的なカードの機能を全部集約して行って、それで利活用を高める、これ一枚あればかなりの程度使える、そういうカードにするのか、基本普段は使わないで家にしまっておいて、実印とかと同じような感じでごくごく限定的に使うというために使うのかという、マイナンバーカードの基本的性格に関する大きな選択に関わる問題。これは法務省が在留カードの文脈で議論することではない。プライバシーとかの問題とかでも議論があった問題なので、一朝一夕にできる問題じゃないなと思います。しかし、この行政事業レビューは、内閣官房も関わってやっているものなので、むしろそちらが引き取って、マイナンバーカードをどうしていくのかという大きな問題として問題提起があったことは意義があったと思います。しかし、ここで決着させるのは無理だと思います。

以上です。

官房長 入国管理局、いかがですか。

説明者（入国管理局） ありがとうございます。

まず、調達単価の関係ですが、先ほども申し上げたように、比較的低廉ではできていると思いますが、他方、今後偽変造対策、イタチごっこになって更なる偽変造対策を施すとなれば、この価格、仕様の見直しによって上がっていくことも当然あり得るところですし、瀬戸先生からもあったように、ICチップの利活用ということも併せて今後考えていかなければならない問題だというふうに思っています。

それから、あとは実際ICチップ込みでのこの調達価格となっていますが、御案内のとおり、やはりICチップの部分が金額としては大きいので、ホログラムの部分は金額にしてみれば割合は少ないわけですが、それであっても全体をどう考えていくのかという問題はあるかと認識しました。

私からは以上でございます。

官房長 石田委員。

石田委員 今のICチップの在り方のところで、ちょっとプリンタの方からお伺いしたいんですけども、プリンタについては平成23年度、7年前に導入されてから現在に至るまでというのは、これはスペックは変わらないのでしょうか。

説明者（入国管理局） 変わっておりません。

石田委員 1枚につき40秒以内であればいいという仕様で出されているようなんですけど

ども、7年も経ってプリンタ自体がもっと早く高速で更にインク量とかも合理的にというのは、市販のプリンタを見ていればかなりものすごい発達していると思うんですけども、これについてもっと早くできるよととか省力化、あるいは省エネというんですか、インクの量を少なくするような形の技術開発というのは求めないんでしょうか。

説明者（入国管理局） 現時点でのプリンタでございます。これは先ほど先生からも御指摘がございましたとおり、一番最初に調達いたしましたのが平成23年だったわけでございますけれども、その当時から基本的に仕様が変わってございません。そのときに、やっぱり私どもの方でお願いしたのは、ICカードであるわけですけども、十分なホログラム等の偽変造対策を施したラミネート、きちんと正しい位置に接着するというような技術、それと同時に、ICカードへのエンコード等、そういった偽変造対策を同時に行うような形で40秒以内を実現する。実際には大体30秒ぐらいでやっているわけでございますけれども、それ自体、かなり高い技術だというふうに評価をしたということでございます。また現時点での偽変造対策の私どもが施しているホログラム等々、そういったものが恐らく破られてはいないという前提で、このカードと、それからそのカードを作成するために必要となっているプリンタの技術、これをやはりセットにして考えていたというところがあるわけでございます。

当然、今後は制度導入から6年ぐらいを経過しているわけでございますので、やはり最新のそのときの技術で見直していくということは必要なだろうというふうに考えているところでございます。

石田委員 ちなみに、これは平成23年のときの、リースなので1台当たりの値段でお伺いしたいんですけども、1台当たりのプリンタの値段と現在発注するときの1台当たりの値段というのは、これは幾らなんでしょうか。

説明者（入国管理局） 1台当たりは約145万円ということでやっております。それで、今、リースで契約をしておりますので、少し金額の方は下がっているところでございます。

石田委員 それは年間で下がるということで、リースにすると基本的には金利分が乗っかるはずなので、1台当たりのコストとしては増えると思うんですけども、その平成23年から、今年もまた発注していると思うんですけども、1台当たりのそもそものプリンタの値段というのは変わりないんですか。

説明者（入国管理局） すみません、借料、リースでいいますとこれは……。

石田委員 リースは借料にしても、基本的には1台幾らという計算をして何年間でこれをリースを組むと幾らになるということでリース料が毎年決まっていると思うんですけども、もともになるプリンタに関しては1台幾らというところが、まずベンダーさんから入ってくる時の値段は決まっていると思うので、そこが変わっているかどうかをお聞きしたいんですけども。

説明者（入国管理局） すみません、23年に契約をしまして、今回また新たに更新をするんですが、いずれも保守つきリース契約という形で保守とともに本体の部分も契約していますので、ちなみに23年のときの保守つきリース契約の月額単価が2万4,711円で、今回新たに30年度に調達しますプリンタ、性能とかは同じですけども、月額2万1,798円と、若干減額されていると。

石田委員 なので、保守と本体と幾らずつなんでしょうか。

説明者（入国管理局） すみません、今ちょっと切り分けが手元にないものですから、すみま

せん。

石田委員 申し訳ないんですけども、基本的にリースを組むということは、本体価格自体が合理的なのかということと、それに対する保守が幾らを取られて、それに対して実際にそれだけの保守の作業をしていただいているのかという検証作業が必要なもので、一般事業会社としてはリース契約をするときにはその中身って見るわけですね。ずっと伺っていると、7年間、リース料については若干何千円か下がっているようではありますけれども、プリンタのスペックも変わっていない、それに対して保守がどのぐらい必要なのかということも検証がなされないまま、漫然とリース契約自体が継続されているのだとするならば、これについては7年も同じスペックでやるなんて、一般事業会社ではあり得ない。通常は、あの混雑して、しかもインバウンドだけではなくて、これからは外国人労働者を増やさなくちゃいけないということで、基本的にもう3年から5年に延ばすということで、急ピッチにここのところの利便性を増やして、日本で働いていただきやすくしたいという中で、在留資格というのとか、在留カードについては合理的にやっていかなければならない。これについては、人を増やすのかと。あの窓口のあの狭いところにあと何人増やすのかという議論よりも、1台当たりの処理時間というのを合理化させることによって、より合理的に枚数をたくさん同じ時間でできるようにするという方に改善していかなきゃいけないところを何の努力もされていないじゃないかと、そういうふうにしかならない。

先ほどのホログラムも要るのかという議論にまで遡ってしまうと、実際ちょっと銀行員に聞いてみたら、あれホログラムとかでこうやると見えるらしいよと聞いたんですけども、知りませんでした。では、そのホログラムとか色のところでどれだけフロントのところで偽造を発見させようとしているのかということ、恐らくICチップが肝であって、200件しか警察の方から問合せがないというのは、実際はそのホログラムを見ながらこれはおかしいなという人たちではなくて、ICとかを見ながらおかしいなという方が多いんじゃないでしょうか。

そういう意味では、今までどおり漫然と同じ価格で同じように7年間やっているからよしと、そういう態度ではいけないのであって、ホログラムの必要性もそうですし、そのインク、あるいはホログラムの製作コスト、あるいはそういった印刷機のスペック、コスト、これについてもきちんと見直していかなきゃいけないというふうに思います。

官房長 入国管理局、いかがですか。

説明者（入国管理局） ありがとうございます。

先生方に東京入国管理局を御視察いただいた際に、やはり非常に混雑をしております、それにつきましては、もう言ってみればこの在留カードの発行うんぬんということではなくて、抜本的に見直していかなければならないということをございまして、これは将来的な取組ではございますけれども、申請自体をもうオンラインでやっていただく。なるべく出頭しなくてもいいような形に持っていきたいというふうに考えているところではございます。

他方、ICカードとそれからプリンタの件でございますけれども、私どもの方でももちろん今後の取組としてICカードの在り方をどういうふうに考えていくかというのは検討していかなければならないというふうには考えてございます。

官房長 竹澤委員。

竹澤委員 同じようなコメントになってしまうんですけれども、やはり外国人の方、これから増えるというところで、処理の時間を短くされるというところが必要になってくるんだろうと思っております。それによって、外国人の方々へのサービスも向上しますし、一方で、職員の方々のコストも減っていくんだと思います。やっぱり今のお話を聞いておりますと、ＩＣチップが入っている以上、それを利用するというのが合理的で、券面の偽造対策というのは最小限でいいのではないかなというふうに思います。ソフト、アプリで実際にその中身を見られるような、情報にアクセスできるというようなことが行われているというふうですので、場合によってはそのソフトをただで配ってもいいんだと思うんですよね。

それで、かつオンラインで申請ができるようにするというようなお話もございますので、そういったところでどんどん利用していただいて、これにかかる事務処理の作業というところを外国人の方々にとってもですし、事務の対応をされるの方々にとっても下げていっていただくというのがよろしいかなと思えました。

官房長 審議の途中ではございますが、時間も経過してまいりました。審議をしながらで結構でございますので、先生方、お手元のコメントシートに御記入をいただきまして、御記入が終わりましたら挙手をいただければ事務局が回収をいたします。

引き続き何かコメント等あれば、お願いいたします。

井上委員。

井上委員 在留カードとマイナンバーの関係なんですけれども、平成１９年８月ですか、もう１０年前に「新たな在留管理制度に関する提言」というのが法務省さんの方から出されていきましたので、読ませていただきました。ニーズというか情報連携、自治体と情報連携するという必要性というのはもう１０年前から、もしかするとその前からかもしれませんけれども、現場レベルでの情報が必要だということはずっと、５年前の平成２５年１０月の「外国人との共生社会の実現に向けた取組」、これも入国管理局さんがまとめられた資料なんですけれども、ここにもずっとそのあたりの話は記載されているということであると。私はこの情報連携というのは必須であって、しかも、法務省からするとニーズもしっかりあるということであれば、今日お示しいただいた「情報連携、集約が図れないか」みたいなテーマ設定自体何か入り口の話をここでテーマ設定すること自体、すごく違和感があります。もっと積極的に法務省としてはこういう必要性があって、国全体としてこういうふうにやってもらいたいというべきなのに、部分最適と全体最適でいうと、部分最適の部分に閉じこもってしまっている感じがします。全体としてはそういう連携ができれば自治体もいいわけですよね。いろんな自治体さんからの意見もヒアリングされている資料も見させていただきましたし、そこら辺の情報は収集されているので、それは自治体も望んでいるし法務省さんも望んでいると。

外国人の方は多少個人情報の点でいろいろ御意見があるかもしれませんが、国全体として、最適は何なのかと、全体最適は何なのかということ踏まえた上で、法務省として、この件に関しての取組をしっかり対外的に国民に向かって説明しなければいけないはずなのに、この「連携集約が図れないか」みたいな、何か他人事みたいな、そんな今日のテーマ、論点出しは、すごく私は一つの省庁に閉じこもった非常に小さい枠組みの中での話であって、それを全体でやるのはほかのところでしょうみたいな、そういうバックボーンが見え隠れしていますので、そこは改善してもらいたいと思います。

もう10年以上提言している内容なので、この件に関していろんなマイナス点があるのであれば、それは堂々と主張すべきは主張して、しっかりEBPMの説明をして、いろんな観点からそれを主張していくべきだというふうに思っています。当然それで、いやそれはちょっと間違っていますということもあるかもしれませんが、今のやり方では、これはずっと変わらないですよ。そういう態度でいったら、在留カードとマイナンバーはずっと二つ、連携せずに。それは連携する方がいいに決まっているわけですから。私がいろんな資料を見たところ、利便性だとか情報収集、やっぱり現場の情報がないわけですよ、法務省さんの方では。どこで誰が、誰かは分かっているけれども、どういう仕事をしているのか、実際届け出られているのと同じ仕事をしているのかという確認は、自治体からの情報がないと駄目なわけですね。そうしたら、やはりさっきの後見人制度と同じように、やっぱり現場なんです、情報は。現場にある情報をいかに吸い上げてそれを利活用していくかというところが必須なので、そのあたりをもっと深刻に受け止め、真剣にやっていただいた方がいいというふうに思っていますので、感想みたいな話になりますけれども、意見として申し上げたいと思います。

官房長 入国管理局、いかがですか。

説明者(入国管理局) 在留外国人が増加して、今後も増える見込みがあると。このような中で、先生がおっしゃるように、外国人の情報を入国管理局がもちろん収集管理するという面はそうですが、市町村あるいは外国人を雇用する事業者、こういったところと連携する必要は従来からも言われていたところですが、今般、更にその要請が高まっているということは、私たちも認識しているところです。

今回、マイナンバーカードとのお話も一応テーマとさせていただきますが、恐らく、それはカードを一緒にすることが重要なのではなくて、その裏にある情報をどうやって連携させるかということだと思いますので、そのあたりも含めてまた今後検討してまいります。

官房長 時間も経過してまいりましたので、コメントシートの記入がお済みでない方は御記入いただければと思います。

瀬戸委員。

瀬戸委員 意見ですが、毎年100万枚のカードを発行していると。その中に悪い人が3万人ぐらいは強制退去していると。カードの不正利用は200件、多くても1,000件が分かりませんが、これ99.99%は問題ないのですよ。その200件を対処するために何億円掛けるのですかと。どうしても100%なんか物事はあり得ないですね。それよりも、99%の在留外国人のメリットにあるようなことをよく考えなきゃいけない。200人のために何億円掛けたってしょうがないわけですよ。だから、その200件とか1,000件をどう捉えるかですよ。

だから、それはさっき言ったようにトータルセキュリティとして真贋判定するような仕組みを作っていくと。カードに完璧を求めずに、その辺のところの抜本的な発想の転換をしないと、適正な行政サービス、コストとかセキュリティが確保できないと思います。以上は感想です。

官房長 承知いたしました。ほかに御意見はありますか、茶野委員どうぞ。

茶野委員 もうこれは本当に素人の感想でしかないんですけども、今回初めて東京入国管理

局に寄らせていただいて、非常に混雑があるという非常に不便なところは確かに大変びっくりしたんですけれども、施設自体については非常に明るくて、それでコンビニがあったりとか、割とフレンドリーな雰囲気になっているというのが私の感想だったんです、正直な。というのは、私もそんなにたくさんの経験があるわけじゃないですけれども、やっぱりいろんな国の入国管理局って大体迷惑そうな感じで、やっと証明書を発行していただくというのが非常に大半だと思うんですね、想像では。そういう中では、雰囲気としては非常に明るくて利便性も図っていらして、しかもどこに行けばいいのかも色でラインで分けているとか、いろんな工夫はされているし、何か割と子供連れで、並んでいない方だったので笑顔の方もいらしたような気がするんです。ただ、やっぱりどうしてああいうふうに混雑してしまうのかというのは、何か私は今要因が分からないんですけれども、本当に実際にもうフローが多くてそこに対処し切れないような体制であったら、やっぱりそこを考えていかなければならないと思うし、あるいはアポイント制とかも、もしかして導入されているのかもしれないけれども、そこら辺も少し人数等をもうちょっと制限をしながらとか、何かそういうやり方の工夫をされるとよくなるところがあるんじゃないかなというふうに思いました。

官房長 ほかにございますか。

入国管理局の方から何か追加で御説明すべきことはございますか。

説明者（入国管理局） 勉強会で東京入国管理局を御覧いただいて、先生方皆さん一律に恐らく窓口の混雑を何とかしなければいけないという御感想をお持ちだということで、今回の在留カードの発行に関してもそれを改善するべきではないかという適切な御指摘を頂きまして、今後検討していきたいと思いますが、今後、在留の申請につきまして、オンラインの申請をできるようにして、混雑を解消し、利用者の皆様の利便性を高めるというふうに努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

官房長 石田委員。

石田委員 すみません、ちなみにこういう、今委員からもお話ありましたけれども、今はほとんどの方が不正ではなくて適法、適正に国内にいらっしゃる。このユーザーの方からの御意見とか、あるいはほかの各国からの意見を頂いたりとか、より改善をしていくに当たって、ユーザー側からの意見とかというのは何か招請されたりしているのでしょうか。意見交換とか。これは公式でも非公式でもいいんですけれども。

説明者（入国管理局） 入国管理局では、有識者の外部の方をお招きして政策懇談会というのを法務省入管局としてもやっていますし、これは地方の入国管理局、例えば御覧いただいた東京入国管理局でありますとか名古屋とか大阪、各官署あるわけですが、そういったところでも外部の皆様から、言ってみればユーザーの方から御意見を頂戴するのを昨年ぐらいから始めているところです。まだ緒についたところですので、これをどうやって生かしていくかというのはこれからも我々試されているところだと思っておりますが、引き続きユーザーの皆さんも含めているんな方の御意見を頂戴してまいりたいと思っております。

石田委員 そうですね。不正防止とか不法入国防止ということも大事な役割だと思うので、それも引き続きだと思いますし、逆に外国人そのものの方々がどういうふうに利用されたいのかといったようなユーザー目線というのも非常に大事かと思っておりますので、引き続きそちらの情報収集等生かしていくこともよろしくをお願いします。

官房長 それでは、御審議いただきましたので、瀬戸委員からお願いいたします。

瀬戸委員 集計が終わりました。いろいろ意見がありますが、大体同じようなところでまとまっているのではないかと思います。

代表的なコメントを紹介しますと、1点目はやっぱり偽造、セキュリティに関してですが、偽造防止に関してはホログラム、特殊インキという方法がいろいろあり、有効であるけれども、抜本的に見直しが必要ではないかという意見。2点目は、行政サービス関係についてですが、混雑時の解消については、システムの見直しですね。インターネットで申請するとか、そういう御意見ありました。業務改善が必要じゃないかと。3点目は、マイナンバーカード関係について、ここでディスカッションする話ではないという意見も委員の中から出ましたけれども、マイナンバーカードの集約に関しては内閣官房で引き取って今後連携して検討していく必要があるのではないかというような意見がありました。

それから、評価の選択肢については、「廃止」がゼロ、「事業の抜本的な改善」が4票、「事業内容の一部改善」が2票、「現状どおり」がゼロ票です。この結果に基づきまして、評価結果、コメントはほとんど皆さん一緒、同じような内容でしたので、抜本的か一部改善かというのはちょっとグレードのつけ方のところで微妙な判断が入ったと思いますけれども、内容的なものを見ると大体同じなので、単純多数決で、「事業全体の抜本的な改善」とさせていただきたい、案とします。

取りまとめコメントは3点ほど。1点目は行政サービス関係で、混雑時の解消については申請からカード発行までの業務システムを含めた見直しが必要。2点目、セキュリティ関係については、偽造防止についてはホログラム、特殊インキ等々、あとデータベース検索などが有効か抜本的なシステムの再検討が必要。3点目はマイナンバー関係で、マイナンバーカードに関しては関係部局というか内閣官房等との連携でもって積極的に検討してくださいというような意見がコメント案です。

この評価結果（案）及びコメント（案）に関して委員の方、何か御意見ありますでしょうか。抜本的な改善というふうな意見でよろしいでしょうか。よろしいですか。

では、それでは当案の案どおり本事業の評価結果は「事業全体の抜本的な改善」、取りまとめコメントは行政サービスの観点で混雑解消において申請からカード発行までの業務システムを再考、再検討。セキュリティの観点で偽造防止技術には限界があるので、ホログラムとかあるいはICチップとかデータベース等トータル的なセキュリティを検討していただきたいと。3点目はマイナンバーカードとの連携は必要なので、関係省庁と検討を進めていただきたいということでございます。

よろしいでしょうか。事業所管部局におかれては、今後、概算要求に当たり本結果を活用していただくようお願いしたいと思います。

官房長 ありがとうございます。

御発表いただきましたとおり、「事業全体の抜本的な改善」との評価結果を頂きました。今、瀬戸委員からもございましたこの取りまとめコメントなどを踏まえまして、入国管理局におかれましてはこの議論の内容を要求等に適切に反映していただきたいと思います。

以上をもちまして、「出入国管理業務の実施」の審議は終了といたします。ありがとうございました。

本日予定の議事はこれで終了いたしました。

最後に、法務副大臣から一言頂戴したいと思います。

法務副大臣 委員の皆様方におかれましては長時間に渡って御議論いただき、大変有意義な御意見を頂きました。ありがとうございました。

我が国自体は、人口の減少ということに直面しているわけですが、本日の二つのテーマ、成年被後見人や外国人の在留者は激増する傾向にございまして、我々役所としても、使い勝手のいい、効率的な制度を構築するということを考えていかなければならない分野だというふうに思っています。その意味でも、本日頂きました評価結果を我々としてもしっかりと真摯に受け止めて、予算執行の見直しを図るとともに、今後の予算要求に向けて、より効率的かつ質の高い行政を実現するという観点から、しっかりと検討を進めていきたいと思っております。

委員の皆様方には、当省の事業に関し、今後も引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御協力を頂き、誠にありがとうございました。

官房長 以上をもちまして、法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

- 了 -